智慧財産案件審理法（知的財産案件審理法）

改正日：中華民国 112 年（西暦 2023 年）2 月 15 日華総一義字第 11200010201 號総統令により改正公布

施行日：司法院により、中華民国 112 年（西暦 2023 年）2 月 22 日院台庁行三字第 11200031521 号令を以て、2023 年 8 月 30 日より施行することが定められた

第 1 章　総則

第 1 条

知的財産案件を専門的、適切且つ迅速に審理する訴訟制度を構築し、知的財産及びその関連する権益を保障するために、特に本法を制定する。

第 2 条

知的財産案件の審理は、本法の規定によるものとし、本法に規定がない場合は、それぞれ民事訴訟、刑事訴訟又は行政訴訟の手続に適用すべき法律によるものとする。

第 3 条

本法で知的財産裁判所とは、智慧財産及び商業法院（知的財産及び商業裁判所）をいい、知的財産法廷、商業法廷とは、知的財産裁判所における知的財産法廷、商業法廷をいう。

本法で知的財産案件とは、次に掲げる各号の案件をいう。

一、知的財産民事事件。

二、知的財産刑事案件。

三、知的財産行政事件。

四、その他法律の規定による又は司法院が知的財産裁判所による管轄を指定した案件。

第 4 条

本法で営業秘密とは、営業秘密法第 2 条に定める営業秘密をいう。

第 5 条

当事者、代表者、管理人、代理人、弁護人、補佐人、参加人、証人、専門家証人、鑑定人、査証人、特約通訳人、専門家又はその他訴訟関係人の所在場所と裁判所との間に音声及び映像を相互に伝送する科学技術設備があり直接審理できる場合、裁判所が適当であると認めるときは、申立てにより又は職権で、当該設備を以てこれを為すことができる。

前項の場合において、裁判所は、あらかじめ当事者の意見を聴かなければならない。

第 1 項の申立てが却下された場合は、不服を申し立てることができない。

第 1 項の場合において、その期日通知書又は召喚状に記載する出頭場所は、

当該設備の所在する場所である。
第 1 項に基づいて行う手続に係る筆録又はその他の文書について署名しなければならない場合、裁判所がリモート側に伝送し、内容を確認して署名した後、再度科学技術設備を以て裁判所に返送することとし、その効力は署名がなされた筆録又はその他の文書と同じとする。
第 1 項の審理及び前項の文書伝送に係る作業規則は、司法院がこれを定める。

第 6 条
裁判所は、必要があるときは、技術審査官に対し、次に掲げる職務の執行を命じることができる。
一、訴訟関係を明確にするために、事実上及び法律上の事項について、専門知識に基づいて当事者に対して説明又は質問する。
二、証人、専門家証人又は鑑定人に対して直接質問する。
三、本案について裁判官に対して意見の陳述を行う。
四、証拠保全の際に証拠の調査に協力する。
五、保全手続又は強制執行手続において協力する。
六、査証人が査証を実施する際に協力する。
裁判所は、技術審査官に対し、執行した職務の成果について、報告書を作成するよう命じることができる。ただし、案件が煩雑で必要があるときは、中間報告書及び最終報告書をそれぞれ作成するよう命じることができる。
裁判所が必要と認めるときは、技術審査官が作成した報告書の全部又は一部の内容を公開することができる。
裁判所が技術審査官によって提供されることで得た特殊な専門知識については、当事者に弁論の機会を与えなければ、裁判の基礎として採用してはならない。

第 7 条
技術審査官の忌避については、その参加する手続に基づいて、各当該手続の裁判官忌避に係る規定を準用する。

第 2 章　知的財産民事事件手続

第 8 条
民事訴訟法第 2 編第 3 章、第 4 章の規定は、知的財産民事事件手続には適用しないものとする。

第 9 条
智慧財産及び商業法院組織法（知的財産及び商業裁判所組織法）第 3 条第 1 号、第 4 号に定める第一審民事事件は、知的財産裁判所の専属管轄とし、且つ訴えの追加又はその他の変更による影響を受けない。ただし、民事訴訟法第 24 条、第 25 条に定める状況がある場合も、当該裁判所が管轄権を有することとする。
前項民事事件の全部又は一部が、労働事件法第 2 条第 1 項に規定する労働事

件に関するものである場合、知的財産裁判所が管轄しなければならない。
　知的財産法廷による前項民事事件の審理は、本法の規定によるものとする。本法に規定のない場合は、労働事件法の規定を適用する。ただし、労働事件法第 4 条第 1 項及び第 2 章の規定は、適用しない。
　第 1 項の民事事件の全部又は一部が、商業事件審理法第 2 条第 2 項に規定する商業訴訟事件に関するものである場合、知的財産法廷は、申立てにより又は職権で、決定で商業法廷に移送して審理が行われるようにしなければならない。
　知的財産法廷は、前項の決定をする前に、当事者に対し意見陳述の機会を与えなければならない。ただし、裁判所が適当でないと認める場合は、この限りでない。
　第 4 項の申立てが却下された場合は、不服を申し立てることができない。
　商業法廷による第 4 項民事事件の審理は、商業事件審理法の規定によるものとする。商業事件審理法に規定のない場合は、本法の規定を適用する。

第 10 条
　知的財産民事事件において、次に掲げる各号状況のいずれかに該当する場合、当事者は、弁護士に訴訟代理人を委任しなければならない。ただし、当事者又はその法定代理人が裁判官、検察官、弁護士の資格を有する場合は、この限りでない。
一、第一審民事訴訟事件において、その訴訟物の金額又は価額が、民事訴訟法第 466 条に定める第三審に上訴できる額を超える。
二、専利権（日本でいう特許権、実用新案権、意匠権）、プログラム著作物の著作権、営業秘密に関わる訴訟の第一審民事訴訟事件。
三、第二審民事訴訟事件。
四、起訴前の証拠保全の申立て、保全手続及び前三号に掲げる訴訟事件によって生じたその他事件に係る申立て又は抗告。
五、前四号に係る再審事件。
六、第三審裁判所に係る事件。
七、その他司法院が定める、弁護士に訴訟代理人を委任しなければならない事件。
　前項の規定は、次に掲げる各号に定める事件には適用しない。
一、代理人報酬算定の申立て。
二、訴訟救助の申立て。
三、弁護士を訴訟代理人として選任することの申立て。
四、その他司法院が定める事件。
　第 1 項第 1 号の訴訟物の金額又は価額は、通常共同訴訟人においてそれぞれこれを計算する。
　第 1 項第 1 号の場合は、訴えの減縮、変更によってその訴訟物の金額又は価額が当該額に達しないことによる影響を受けない。
　当事者の配偶者、三親等内の血族、二親等内の姻族が、又は当事者が法人、中央若しくは地方機関である場合においてその所属する専任人員が、弁護士資格を有し、裁判所が適当であると認めるときも、第 1 項の訴訟代理人となることができる。

第 1 項ただし書及び前項の場合、起訴、上訴、申立て、抗告又は委任の際においてこれを釈明しなければならない。

第 11 条

前条第 1 項本文に係る事件において、当事者は、訴訟代理人を委任する資力がない場合、訴訟救助の規定により、裁判所に対し弁護士をその訴訟代理人として選任することを申立てることができる。

当事者が上訴又は抗告を提起して前項規定により申立てを行った場合、原審裁判所は訴訟記録を上級の裁判所に送付しなければならない。

第 1 項の弁護士をその訴訟代理人として選任することに係る規則は、司法院が法務部（日本でいう法務省）及び全国律師聯合会（全国弁護士連合会、The Taiwan Bar Association (TWBA)）等の意見を参酌してこれを定める。

第 12 条

第 10 条第 1 項の事件は、別段の定めがある場合を除き、訴訟代理人が訴訟行為をした場合のみその効力を生ずる。

起訴、上訴、申立て又は抗告において、第 10 条第 1 項、第 5 項の規定により訴訟代理人を委任していない場合、又は第 5 項の規定により委任しているが、裁判所が適当でないと認める場合、裁判長は、まず、期間を定めてその補正を命じなければならない。期間内に補正がなされず第 1 項に基づく申立てもなされなかった場合、裁判所は決定でこれを却下しなければならない。

被告、被上訴人、相手方が第 10 条第 1 項、第 5 項の規定により訴訟代理人を委任していない場合、又は第 5 項の規定により委任しているが、裁判所が適当でないと認める場合、裁判長は、まず、期間を定めてその補正を命じなければならない。

当事者が前二項の規定により補正した場合、その訴訟行為は訴訟代理人によって追認され、行為の時点に遡及して効力を生ずる。期間内に補正がなされなかった場合、追認の時点から効力を生ずる。

第 13 条

第 10 条第 1 項本文に係る事件において、訴訟代理人は当事者を伴って期日に出頭することができ、裁判長の許可を得た後、当事者は口頭を以て陳述を行うことができる。

前項の許可は、裁判長が随時決定でこれを取り消すことができる。

当事者が訴訟代理人を委任しなければならないところ委任していない場合、又は委任した訴訟代理人が出頭しなかった場合、出頭しなかったものとみなす。

第 1 項の場合において、当事者は自ら次に掲げる訴訟行為を行うことができる。

一、自認。
二、和解又は調停の成立。
三、起訴又は申立ての取下げ。
四、上訴又は抗告の取下げ。

第 14 条

訴訟代理人がなす又は訴訟代理人に対してなされる訴訟行為は、直接当事者本人に対して効力を生ずる。ただし、訴訟代理人がなす自認又は事実上の陳述が、出頭した当事者本人によって即時取消し又は訂正が行われた場合は、この限りでない。

訴訟代理人に訴訟行為について故意又は過失があった場合、当事者本人は自己の故意又は過失と同一の責任を負わなければならない。

第 15 条

第 10 条第 1 項本文及び第 11 条第 1 項の弁護士の報酬は、訴訟又は手続費用の一部とすると共に、その最高額を限定しなければならない。その支給基準は、司法院が法務部及び全国弁護士連合会等の意見を参酌してこれを定める。

第 16 条

第 10 条第 1 項第 2 号から第 7 号までの専利権に関わる訴訟事件において、裁判長の許可を得た場合、当事者は弁理士に訴訟代理人を併せて委任することができる。

前項の許可は、裁判長が随時決定でこれを取り消すことができると共に、訴訟のために委任した者に送達しなければならない。

第 1 項の場合において、弁理士は弁護士と共同で出廷して訴訟行為を行わなければならない。ただし、裁判長の許可を得た場合は、この限りでない。

弁理士の訴訟行為は、弁護士の訴訟行為と抵触する場合は、その効力を生じない。

弁理士の報酬は、訴訟又は手続費用に算入しない。

第 17 条

第 10 条、第 12 条から第 14 条まで及び第 16 条の規定は、参加人においてこれを準用する。

参加人の弁護士及び弁理士の報酬は、訴訟又は手続費用に算入しない。

第 18 条

裁判所が第 10 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで、第 5 号の事件を審理する場合、又はその他事件において事情が煩雑である又は必要があるときは、当事者との間で審理の計画を取り決めなければならない。

前項の審理の計画は、次に掲げる事項を定めると共に、筆録に明記しなければならない。

一、争点を整理する期日又は期間。

二、証拠を調査する方法、順序及び期日又は期間。

第 1 項の審理の計画は、次に掲げる事項を定めると共に、筆録に明記することができる。

一、特定の争点に対して攻撃又は防御の方法を提出する期間。

二、その他訴訟手続の計画的な進行上必要な事項の期日又は期間。

前二項の取り決められた審理の計画に係る事項について、訴訟の進行状況によって又はその他状況に基づいて必要があると認めるときは、裁判所は当事者との間で変更を取り決めると共に、筆録に明記することができる。

当事者が書状を以て裁判所に対して合意した審理の計画を説明し、又は審理

の計画の事項を変更し、裁判所がこれを以て定め又は変更した場合、当事者に告知するか又は次の期日に筆録に明記しなければならない。

裁判所が審理の計画に基づいて訴訟手続を進行し、必要であるときは、裁判長は当事者の意見を聴取した後、特定の事項について攻撃又は防御の方法を提出する期間を定めることができる。

当事者が第 3 項第 1 号又は前項の期間を徒過して攻撃又は防御の方法を提出した場合、裁判所はこれを却下することができる。ただし、当事者が訴訟に遅延をもたらさない又は自己の責めに帰することができない事由があることを釈明した場合は、この限りでない。

前項の状況を除き、当事者が審理の計画に係る事項に違反した場合、裁判所は、申立てにより又は職権で、当該当事者に対して書状を以てその理由を説明するよう命じることができる。説明がなされなかった場合、裁判所は判決の際に弁論の全趣旨に基づいてこれを斟酌することができる。

第 19 条

専利権侵害事件において、裁判所は、立証されるべき事実の真偽を判断するために、当事者の申立てにより査証人を選任して、相手方又は第三者が所持又は管理する文書若しくは装置設備に対して査証を実施することができる。ただし、査証の実施に要する時間、費用又は査証を受ける者の負担に比して明らかに相当でない場合は、この限りでない。

前項の査証の申立ては、書状を以て次に掲げる事項を明確に記載して行われなければならない。

一、専利権が侵害された又は侵害されるおそれがあることを示す相当な理由。

二、申立人が自ら又はその他の方法によっては証拠を収集することができない理由。

三、技術審査官に対し査証人に協力して査証を実施するよう命じる必要がある。

四、査証を受けるべき対象及びその所在地。

五、立証されるべき事実と査証によって得られた証拠との関連性。

六、査証を実施する事項、方法及びその必要性。

前項第 1 号から第 3 号までの事項は、これを釈明しなければならない。

裁判所は、第 1 項の決定を下す前に、当事者又は第三者に対し意見陳述の機会を与えなければならない。

査証を許可する決定には、次に掲げる各号事項を記載しなければならない。

一、査証人の氏名及び査証に協力する技術審査官の氏名。

二、査証を受けるべき対象及びその所在地。

三、査証を実施する理由、事項及び方法。

第 1 項の申立てを却下する決定に対しては、抗告をすることができる。

第 20 条

当事者又は第三者との間で民事訴訟法第 32 条各号のいずれかに該当する状況がある場合は、査証人となることはできない。

査証人は、前条第 5 項の決定を受領してから 5 日以内に、次に掲げる各号事項を開示する書面を裁判所に提出しなければならず、当該書面は裁判所によって当事者又は第三者に送達される。

一、学歴、経歴、専門分野又はその専門的学識経験に基づいて参加した専利権侵害訴訟、非訟事件又は裁判所調停手続の事例。
二、直近 3 年以内に当事者、参加人、補佐人、法定代理人、訴訟代理人又は査証を受ける第三者との間で学術上又は業務上の分業又は提携関係を持ったことがあるか否か。
三、直近 3 年以内に当事者、参加人、補佐人、法定代理人、訴訟代理人又は査証を受ける第三者から金銭報酬又は資金援助を受けたことがあるか否か並びにその金額又は価値。
四、当該事件について、その他金銭報酬又は資金援助を受けたことがあるか否か並びにその金額又は価値。

査証人の除斥については、民事訴訟法第 331 条から第 333 条までの規定を準用する。

第 21 条

第 19 条第 5 項の決定が、次に掲げる状況のいずれかに該当する場合、裁判所は職権でこれを取り消すことができる。
一、第 19 条第 1 項ただし書に定める状況が発生した場合。
二、前条第 1 項の規定に違反した場合。
三、前条第 2 項の開示に係る規定に違反して、査証人の客観性又は公正性に影響を及ぼすおそれがある場合。
四、前条第 2 項第 2 号から第 4 号までに定める利害関係によって、査証人の客観性又は公正性に影響を及ぼすおそれがある場合。

前項の場合において、当事者又は第三者は、当該状況を知得した日から起算して 7 日以内に、裁判所に対して第 19 条第 5 項の決定の取消しを申し立てることができる。

前二項の取消しの決定に対しては、不服を申し立てることができない。

第 2 項の申立てを却下する決定に対しては、抗告をすることができる。

第 22 条

査証人には、査証を実施する前に宣誓をさせ、その宣誓書の文面において、必ず公正、誠実な査証を行い、虚偽の査証を行った場合は偽証の処罰を甘んじて受けるなどの文言を記載しなければならない。

査証人は、査証を実施する際に、査証を受けるべき対象の所在地に立ち入り、文書又は装置設備に対して裁判所の許可を得た査証方法を実施することができるほか、査証を受ける者に対して、質問したり必要な文書の提示を求めることができる。

前項の査証に係る行為は、技術審査官が査証人による査証の実施に協力する上で必要がある場合においても、これを行うことができる。

査証を受ける当事者が正当な理由なく査証の実施を拒絶したり妨害した場合、裁判所は、状況を斟酌して、申立人の主張する当該査証に基づいて立証されるべき事実を真実と認めることができる。

前項の場合において、裁判所は、当事者に弁論の機会を与えなければ、裁判の基礎として採用してはならない。

査証を受ける第三者が正当な理由なく査証の実施を拒絶したり妨害した場合、裁判所は、決定で 10 万台湾元以下の過料を科すことができる。

前項の決定に対しては、抗告をすることができ、抗告中は執行を停止しなければならない。

第 23 条

査証人は、査証を実施した後、査証報告書を作成して裁判所に提出しなければならない。

裁判所は、査証報告書を受領した後、その写し又は電子ファイルを査証を受けた者に送達しなければならない。

査証報告書が営業秘密に関わる場合、査証を受けた者は、査証報告書の写し又は電子ファイル送達後 14 日以内に、裁判所に対して、当事者に査証報告書の全部又は一部を開示することを禁止する決定を申し立てなければならない。

裁判所は、前項の申立てに正当な理由があるか否かを判断するために、必要であると認めた場合、訴訟代理人又は査証を受ける者が同意した訴訟関係人に対し、査証報告書の全部又は一部を開示すると共に、非公開の形式でその意見を聴取することができる。

前項の場合において、裁判所は、査証報告書を開示する前に、査証を受けた者に通知しなければならない。査証を受けた者が通知を受けた日から起算して 14 日以内に、開示を受けた者に対して秘密保持命令を発するよう申立てを行った場合、申立ての決定が確定するまで、開示してはならない。

第 3 項の開示を禁止する原因が消滅した場合、開示を禁止された者は、裁判所に対して当該決定の取消しを申し立てることができる。

第 3 項及び前項決定に対しては、抗告をすることができる。第 3 項の申立てを却下する決定及び前項申立てを許可する決定に対して抗告中の場合は、裁判所は当事者に対して査証報告書を開示してはならない。

第 24 条

前条第 3 項の場合において、査証を受ける者が期間内に申し立てず、又は裁判所が査証報告書の開示を禁止する決定を下していない場合、当事者は、裁判所書記官に対して、閲覧、謄写、撮影若しくはその他の方式による査証報告書又はその電子ファイルの全部又は一部の複製を申し立てることができ、又は費用を先払いして査証報告書の全部又は一部の謄本、写し、抄本若しくはその電子ファイルの交付を申し立てることができる。

前項の規定を除き、何人も裁判所書記官に対してこれを申し立てることはできない。

第 25 条

査証人であった者が証人となった場合、査証を実施することによって知得した営業秘密事項については、証言を拒絶することができる。

前項の場合において、査証人が秘密保持の責任を既に免除された場合は、証言を拒絶してはならない。

第 26 条

査証人の日当、旅費、報酬及びその他査証の実施に必要な費用は、鑑定人の規定を準用すると共に、訴訟費用の一部とする。

第 27 条

第 19 条から前条までの規定は、プログラム著作物の著作権、営業秘密に係る侵害事件においてこれを準用する。

第 28 条

商業事件審理法第 47 条から第 52 条まで及び第 75 条の規定は、知的財産民事事件においてこれを準用する。

第 29 条

裁判所が既に知得している特殊な専門知識については、当事者に弁論の機会を与えなければ、裁判の基礎として採用してはならない。

裁判長又は受命裁判官は、事件の法律関係について、当事者に対して争点を明確に伝えなければならないと共に、その法律上の見解を適時表明し、心証を適度に開示することができる。

第 30 条

裁判所は、専利権に関する民事訴訟事件の審理において、専利請求の範囲（特許請求の範囲又は実用新案登録請求の範囲）の解釈に争いがある際に、申立てにより又は職権で、適時専利権の文言範囲を特定すると共に、心証を適度に開示することが望ましい。

第 31 条

当事者が提出した攻撃又は防御の方法が当事者又は第三者の営業秘密に関わる場合、当事者の申立てにより、裁判所が適当であると認める場合、審理を公開しないで行うことができる。双方当事者が審理を公開しないで行うことに合意した場合も、また同様とする。

第 32 条

訴訟資料が営業秘密に関わる場合、裁判所は、当事者による弁論権の行使に影響を及ぼさない範囲内で、当事者又は第三者の申立てにより、訴訟資料の閲覧、謄写、撮影又はその他の方式による複製を許可しない又は制限する決定をすることができる。

前項の申立ては、書状を以てこれを行わなければならず、コード番号又は証拠名称に対応する番号の記載方式により、その申立ての範囲を特定することとする。

前項の申立ての書状の謄本又は写しについて、差し迫った又は当事者若しくは第三者に重大な損害を被らせるおそれがある場合を除き、申立人は、直接相手方、当事者又は第三者に通知しなければならない。

相手方、当事者又は第三者が前項の書状の謄本又は写しを受領したか否かについて争いがある場合、書状を提出した申立人がこれを釈明しなければならない。

裁判所は、第 1 項の決定を下す前に、相手方、当事者又は第三者に対し意見陳述の機会を与えなければならない。

裁判所が前条の非公開審理を行うこと、並びに第 1 項の訴訟資料の閲覧、謄写、撮影又はその他の方式による複製の範囲及び方法等の事項については、司

法院が行政院と共にこれを定める。

第 33 条

前条の第 1 項に係る許可しない又は制限する決定の原因が消滅した場合、相手方、当事者又は第三者は、裁判所に対して当該決定の取消し又は変更を申し立てることができる。

前条第 1 項及び前項の決定に対しては、抗告をすることができる。抗告中、相手方、当事者又は第三者が訴訟資料の閲覧、謄写、撮影又はその他の方式による複製を申し立てた場合、許可しない。

前条第 1 項の申立てを却下する決定及び第 1 項の申立てを許可する決定に対して抗告中の場合、裁判所は訴訟資料の閲覧、謄写、撮影又はその他の方式による複製を許可しないか又は制限しなければならない。

前条第 1 項の閲覧、謄写、撮影又はその他の方式による複製によって知得又は所持した営業秘密は、当該訴訟の実施以外の目的のために使用してはならない。

第 34 条

文書、検証物又は鑑定に要する資料の所持者が、文書、検証物又は鑑定に要する資料の提出を求める裁判所の命令に、正当な理由なく従わない場合、裁判所は、決定で 10 万台湾元以下の過料を科すことができる。必要であるときは、決定で強制処分を命じることもできる。

前項の強制処分の執行は、強制執行法における物の引渡請求権の執行に関する規定を準用する。

第 1 項の決定に対しては、抗告をすることができる。過料を科す決定は、抗告中は執行を停止しなければならない。

裁判所は、第 1 項の文書、検証物又は鑑定に要する資料の所持者に提出しない正当な理由があるか否かを判断するために、必要であるときは、依然として提出を命じると共に、非公開の方式でこれを行うことができる。

前項の場合において、裁判所は、当該文書、検証物又は鑑定に要する資料を開示してはならない。ただし、訴訟関係人の意見を聴取するために、その訴訟関係人に対して開示する必要がある場合は、この限りでない。

前項ただし書の状況について、裁判所は、開示する前に、文書、検証物又は鑑定に要する資料の所持者に通知しなければならない。所持者が、通知を受けた日から起算して 14 日以内に、開示を受ける者に秘密保持命令を発することを申し立てた場合、申立ての決定が確定するまで、開示してはならない。

第 35 条

専利権、プログラム著作物の著作権、営業秘密の侵害に係る事件について、もし当事者が、その主張する権利又は利益が侵害された事実、又は侵害されるおそれがある事実について既に釈明した場合、相手方がその主張を否定したときは、裁判所は、期限を定めて、相手方に対して、その否定する事実及び証拠について具体的に答弁するよう命じなければならない。

前項の相手方が、正当な理由なく、期限までに答弁しなかった又は答弁が具体的なものでなかった場合、裁判所は、状況を斟酌して、当事者が既に釈明した内容が真実であると認めることができる。

前項の場合において、裁判所は、当事者に弁論の機会を与えなければ、裁判の基礎として採用してはならない。

第 36 条

当事者又は第三者がその所持する営業秘密について、次に掲げる場合に該当することを釈明した場合、裁判所は、当該当事者又は第三者の申立てにより、相手方、当事者、代理人、補佐人又はその他訴訟関係人に対して秘密保持命令を発することができる。

一、当事者の書状の内容に、当事者又は第三者の営業秘密が記載されている、又は既に調査された若しくは調査すべき証拠が、当事者又は第三者の営業秘密に関わるとき。

二、前号の営業秘密が開示されることによって、又は当該訴訟の進行以外の目的に使用されることによって、当該当事者又は第三者による当該営業秘密に基づく事業活動を妨げるおそれが生じることを回避するために、その開示又は使用を制限する必要が生じたとき。

前項の規定は、相手方、当事者、代理人、補佐人又はその他訴訟関係人において、申立て前に既に書状閲覧又は証拠調査以外の方法により、当該営業秘密を取得又は所持していた場合は、適用しない。

裁判所が秘密保持命令を発行する必要があると認めた場合、当事者又は第三者に対し第 1 項の規定による申立てを提出することを明確に伝えてもなお、申立てがなされなかったときは、裁判所は、相手方又は当事者の請求により、当事者又は第三者の意見を聴取した後、第 1 項の秘密保持命令を受けていない者に対して秘密保持命令を発することができる。

秘密保持命令を受けた者は、当該営業秘密について、当該訴訟の実施以外の目的のために使用したり、秘密保持命令を受けていない者に対して開示してはならない。

第 37 条

秘密保持命令の申立ては、書状を以て次に掲げる事項を記載しなければならない。

一、秘密保持命令を受けるべき者。

二、保護を命じられるべき営業秘密。

三、前条第 1 項各号に列記される事由に該当する事実。

第 38 条

秘密保持命令を許可する決定には、保護を受ける営業秘密、保護の理由、及びその禁止の内容を明記しなければならない。

秘密保持命令を許可する決定は、第 36 条第 1 項、第 3 項に定める営業秘密を所持する当事者又は第三者、請求人及び秘密保持命令を受けた者に送達しなければならない。

秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に送達されてから、効力を生ずる。

秘密保持命令の申立て又は請求を却下する決定に対しては、抗告をすることができる。

第 39 条

秘密保持命令の申立人又は請求人は、別段の定めがある場合を除き、当該命令の取消しの申立て又は請求を行うことができる。

秘密保持命令を受けた者は、その命令に係る申立て又は請求が第 36 条第 1 項の要件を欠くこと、又は同条第 2 項の状況があること、又はその原因が後に既に消滅したことを以て、訴訟が係属する裁判所に対し、秘密保持命令の取消しの申立てをすることができる。ただし、本案裁判確定後は、秘密保持命令を発した裁判所に対して申立てをしなければならない。

秘密保持命令を受けた者が第 36 条第 1 項第 1 号の営業秘密を既に知得、取得又は所持している場合、申立人又は請求人が不適格であることを理由として、秘密保持命令の取消しを申し立ててはならない。当該命令の申立人又は請求人についても、また同様とする。

裁判所は、秘密保持命令発行の決定が不当であると認めるときは、前項の状況がある場合を除き、職権でこれを取り消すことができる。

秘密保持命令を取り消す申立て又は請求に関する決定については、申立人及び相手方に送達しなければならない。

前項の決定に対しては、抗告をすることができる。

秘密保持命令は、決定によって取消しが確定したとき、その効力を失う。

秘密保持命令を取り消す決定が確定したとき、申立人、請求人及び相手方以外に、当該営業秘密に係る秘密保持命令を受けた者がいる場合、裁判所は取消しの旨を通知しなければならない。

第 40 条

秘密保持命令が発せられた訴訟につき、閲覧が制限又は禁止されておらず且つ秘密保持命令を受けていない者が、閲覧、謄写、撮影又はその他の方式による記録内の文書の複製を請求した場合、裁判所書記官は、直ちに第 36 条第 1 項に定める営業秘密を所持する当事者又は第三者に通知しなければならない。ただし、秘密保持命令の取消しが既に確定している場合は、この限りでない。

前項の場合において、裁判所書記官は、営業秘密を所持する当事者又は第三者が通知を受けた日から起算して 14 日以内は、記録内の文書の閲覧、謄写、撮影又はその他の方式による複製のために交付してはならない。営業秘密を所持する当事者又は第三者が、通知を受けた日から起算して 14 日以内に、前項本文の請求人に対して秘密保持命令を発すること、又はその請求を許可しないこと、制限することを申し立てた場合、裁判所書記官は、決定が確定するまで、交付してはならない。

営業秘密を所持する当事者又は第三者が第 1 項の請求に同意する場合、前項規定は適用しない。

第 41 条

当事者が知的財産権に取消し、廃止すべき原因があることを主張又は抗弁した場合、裁判所は、その主張又は抗弁に理由があるか否かについて自ら判断しなければならず、民事訴訟法、行政訴訟法、植物品種及び種苗法又はその他法律における訴訟手続の停止に関する規定は適用しない。

前項の場合において、取消し、廃止の原因があると裁判所が認めたとき、知的財産権者は、当該民事訴訟において相手方に対し権利を主張してはならない。

第 42 条

前条第 1 項の場合において、裁判所は、直ちに知的財産主務機関に通知しなければならない。訴訟手続が終結したときも、また同様とする。

知的財産主務機関は、前項の通知を受領したとき、当該知的財産権の取消し又は廃止に係る申請案件の受理の有無について、直ちに裁判所に通知しなければならない。知的財産主務機関が既に行政処分を作成している又は申請人が取り下げをしている場合も、また同様とする。

裁判所は、前項の通知を受領した後、当事者の申立てにより、知的財産主務機関から当該申請案件の書類の写し又は電子ファイルを取り寄せることができる。

知的財産主務機関は、第 1 項の通知を受領したとき、裁判所に対し書面にて知的財産権の取消し又は廃止を判断するのに必要な書類の写し又は電子ファイルの提供を求めることができる。

第 43 条

当事者が第 41 条第 1 項の規定により専利権に取り消されるべき原因があることを主張又は抗弁した場合、専利権者は、既に専利主務機関に対し専利権の範囲の訂正を申請しているときは、裁判所に対し、請求又は主張は訂正後の専利権の範囲に基づくものであると説明しなければならない。

前項の場合において、専利権者は、自己の責めに帰することができない事由によって、専利主務機関に対し訂正を申請することができず、且つ訂正を許可しなければ明らかに公平を失する場合、直接裁判所に対し訂正しようとする専利権の範囲を説明し、それを以て請求又は主張することができる。

前二項の場合において、専利権者は、書状を以て専利権の範囲を訂正する根拠となる事実及び理由を記載すると共に、相手方当事者に通知しなければならない。

第 1 項、第 2 項の場合において、裁判所は、専利権の範囲の訂正の適法性について自ら判断することができ、裁判前にその法律上の見解を表明し、心証を適度に開示することができる。

第 2 項の規定の場合を除き、専利権者が専利主務機関に対し訂正を申請していない又は訂正の申請を取り下げた場合、訂正後の専利権の範囲に基づく請求又は主張を行うことはできない。

裁判所は、第 4 項に基づいて専利権の範囲の訂正が適法であると判断した場合、訂正後の専利権の範囲に基づいて本案の審理を行わなければならない。

第 44 条

裁判所は、当事者が第 41 条第 1 項に基づいて行った主張又は抗弁に理由があるか否か又は前条第 4 項の専利権の範囲の訂正の適法性を判断するために、必要であるときは、関連する法令又はその他必要な事項について、知的財産主務機関の意見を聴くことができる。

知的財産主務機関は、前項の事項に係る聴取について、又は意見陳述の必要があると認め、且つ裁判所に適当であると認められるときは、書面を以て又は担当者を指定して裁判所に対して意見を陳述することができる。

知的財産主務機関が前項の規定により陳述した意見について、裁判所は、当

事者に弁論の機会を与えなければ、裁判の基礎として採用してはならない。

第 45 条

知的財産権益について専用実施権が設定されている場合、権利者、営業秘密の所有者又は専用実施権者のうちの一方において、当該専用実施権に係る権益をめぐり、第三者との間で民事訴訟が発生したときは、当該一方は、口頭弁論終結前の相当の時期に、訴訟事件及び進捗を他方に告知しなければならない。訴訟の告知を受けた者は、別の利害関係人に告知を行うことができる。

訴訟の告知は、理由及び訴訟の進捗を表明した書状を裁判所に提出し、裁判所が前項の他方及び相手方に送達することで行わなければならない。

告知を受けた者は、参加しなかった又は参加の期限を徒過したときは、参加できるときに既に訴訟に参加したものとみなす。

第 46 条

保全証拠の申立ては、起訴前は、係属すべき裁判所に行い、起訴後は、既に係属している裁判所に行うものとする。

裁判所は、証拠保全を実施する場合、書証に対する鑑定、検証、保全を行うこと又は証人、専門家証人、当事者本人に対する尋問を行うことができる。

裁判所は、証拠保全を実施する場合、技術審査官に対し、現場に赴いて職務を執行するよう命じることができる。

相手方が正当な理由なく証拠保全の実施を拒絶した場合、裁判所は、必要であるときは、強制力を以てこれを排除することができ、警察機関に協力を求めることもできる。

裁判所は、証拠保全において相手方又は第三者の営業秘密を妨害するおそれがある場合、申立人、相手方又は第三者の請求により、保全実施時に現場にいる者を制限又は禁止することができ、保全によって得た証拠資料について、別途保管して、閲覧、謄写、撮影若しくはその他の方式による複製を許可しない又は制限するよう命じることができる。

前項の営業秘密を妨害するおそれのある状況は、第 36 条から第 40 条までの規定を準用する。

裁判所は、必要であると認めた場合、尋問を受ける者の住居所又は証拠物の所在する場所の地方裁判所に嘱託して保全の実施を行わせることができる。受託裁判所が保全を実施する場合、第 2 項から前項までの規定を適用する。

第 47 条

知的財産民事事件の第一審裁判に対して、上訴又は抗告を提起した場合は、別段の定めがある場合を除き、知的財産裁判所の専属管轄とする。

第 48 条

知的財産民事事件の第二審裁判に対して、別段の定めがある場合を除き、第三審裁判所に上訴又は抗告することができる。

前項の場合において、第三審裁判所は、取り扱う専門法廷又は専門部署を設置しなければならない。

第 49 条

次に掲げる各号の処分が確定した場合、当事者は、民事訴訟法第 496 条第 1 項第 11 号の規定により専利権、商標権、品種権に係る侵害事件の確定した終局判決に対して再審の訴えを提起してはならない。

一、専利権の無効審判（挙発）、商標権の無効審判（評定）又は取消審判（廃止）、品種権の取消し又は廃止に係る成立の処分。

二、特許権（発明専利権）の存続期間延長登録無効審判成立の査定処分。

三、専利明細書、専利請求の範囲又は図面の訂正を許可する査定処分。

前項の場合において、仮差押え、仮処分又は仮の地位を定める仮処分に係る事件の相手方は、申立人に対して、仮差押え、仮処分又は仮の地位を定める仮処分によって被った損害について賠償を請求してはならない。

第 50 条

知的財産民事事件に係る支払い命令の申立てと処理は、民事訴訟法第 6 編の規定に従ってする。

債務者が支払い命令に対して適法な異議を提出した場合、支払い命令を発した裁判所は、訴訟記録及び証拠物を知的財産裁判所に移送して処理させなければならない。

第 51 条

仮差押え、仮処分又は仮の地位を定める仮処分の申立ては、起訴前は、係属すべき裁判所に対して行い、起訴後は、既に係属している裁判所に対して行うものとする。

第 52 条

仮の地位を定める仮処分を申し立てる場合、申立人は、争いのある法律関係について、重大な損害の発生を防止するため、又は差し迫った危険を回避するため、又はその他の類似する状況があるため必要とする事実について、釈明しなければならない。その釈明が不十分である場合、裁判所は申立てを却下しなければならない。

申立ての原因が釈明された場合でも、裁判所は依然として申立人に対し担保を立てることを命じた上で仮の地位を定める仮処分を下すことができる。

裁判所は、仮の地位を定める仮処分を下す前に、当事者に対し意見陳述の機会を与えなければならない。ただし、申立人が、処分前に相手方に陳述を通知することができない特殊な事情があると主張し、確実な証拠を提出し、裁判所が適当であると認めた場合、又は裁判所が申立人の申立てに明らかに理由がないと認めた場合は、この限りでない。

申立人が、仮の地位を定める仮処分の送達の日から起算して 14 日の不変期間以内に、裁判所に対して起訴したことを証明できない場合、裁判所は、申立てにより又は職権で、これを取り消すことができる。

前項の取消し処分の決定は、公告時に効力を生ずる。

仮の地位を定める仮処分の決定が、最初より不当である、第 4 項の状況がある、申立人が申立てを行った、又は本案の判決で敗訴が確定した、との理由で取り消された場合、申立人は、相手方に対し、相手方が処分によって被った損害について賠償しなければならない。

第 53 条

判決は、正本を当事者に送達しなければならない。正本を電子書類とする場合は、送達を受ける者の同意を得なければならない。ただし、在監者に対しては、正本は電子書類としてはならない。

前項の規定は、決定においてこれを準用する。

第 3 章　知的財産刑事案件手続

第 54 条

智慧財産及び商業法院組織法第 3 条第 2 号本文、第 4 号に定める刑事案件は、地方裁判所の管轄とする。

営業秘密に係る刑事案件の第一審の管轄は、次に掲げる各号の規定により定めることとし、前項の規定は適用しない。

一、営業秘密法第 13 条の 1、第 13 条の 2、第 13 条の 3 第 3 項及び第 13 条の 4 の罪を犯した案件は、第一審の知的財産法廷が管轄しなければならない。

二、国家安全法第 8 条第 1 項から第 3 項までの罪を犯した案件は、第二審の知的財産法廷が管轄しなければならない。

前項第 1 号の案件との間で裁判上一罪となる又は刑事訴訟法第 7 条第 1 号に定める関連する関係のある第一審の管轄権が地方裁判所に属するその他の刑事案件は、検察官によって起訴又は併合起訴がなされた場合、第一審の知的財産法廷が管轄しなければならない。

第 2 項第 1 号の案件について、その捜査中の強制処分の申立ては、犯罪地又は被告の住所、居所又は所在地の地方裁判所に対してなされなければならない。

第 55 条

記録及び証拠物の内容が営業秘密に関わるものである場合、裁判所は、当事者又は利害関係人の申立てにより審理を公開しないで行うことができる。

記録及び証拠物の内容が営業秘密に関わるものである場合、裁判所は、当事者、利害関係人の申立てにより又は職権で、記録及び証拠物の検閲、謄写、撮影又はその他の方式による複製を制限することができる。

裁判所が処理する前二項の公開しないで行う審理並びに記録、証拠物の検閲、謄写、撮影又はその他の方式による複製の範囲及び方法等の事項については、司法院が行政院と共にこれを定める。

第 56 条

営業秘密に係る刑事案件及びその附帯民事訴訟について、その記録及び証拠物の内容が当事者又は利害関係人の営業秘密に関わるものであって、犯罪の事実又は損害賠償の事実の証明又は釈明の方法である場合、特段の状況がある場合を除き、当事者又は利害関係人は、第一回の審理の期日の前に、裁判所に対して、それらについて非識別化された代替名又はコード番号を定めることを申し立てることができる。

前項の申立ては、書状を以て次に掲げる事項を明確に記載して行われなければならない。

一、非識別化されるべき営業秘密。
二、代替名又はコードの用語。
三、第 1 号の営業秘密が訴訟手続において開示されると、当事者又は利害関係人の当該営業秘密に基づく事業活動を妨げるおそれがあること。

裁判所は、第 1 項の決定前に、訴訟関係人に対し意見陳述の機会を与えなければならない。

裁判所は、第 1 項の申立てに対し、法律上の手続に合致しない又は法律上許可すべきでない又は理由がないと認めた場合は、決定でこれを却下しなければならない。ただし、その法律上の手続に合致しない申立てにおいて補正できる場合は、まず、期限を定めて補正を命じなければならない。

裁判所は、第 1 項の申立てに理由があると認めた場合、特段の状況がある場合を除き、第一回の審理の期日の前に決定でこれを許可しなければならない。

前二項の決定に対しては、抗告してはならない。

第 57 条

第一審の知的財産法廷が第 54 条第 2 項第 1 号に係る案件について簡易手続による裁判を不服として、上訴又は抗告を提起する場合は、知的財産法廷合議廷に対してこれを行わなければならない。

前項の状況については、刑事訴訟法第 455 条の 1 第 2 項、第 3 項及び第 4 編の規定を準用する。

第 58 条

地方裁判所が第 54 条第 1 項に係る案件に関して、又は第一審の知的財産法廷がその受理した案件において、通常の若しくは略式の審理又は協議手続による第一審の裁判を不服として、上訴又は抗告を提起する場合は、第二審の知的財産法廷に対してこれを行わなければならない。地方裁判所が第 54 条第 1 項及び第 2 項第 1 号に係る案件に関して捜査中に行った強制処分の決定を不服として、抗告を提起する場合も、また同様とする。

第 54 条第 1 項に係る案件との間で刑事訴訟法第 7 条第 1 号に定める関連する関係のあるその他の刑事案件について、地方裁判所が併合裁判を行い、上訴又は抗告を併合した場合は、前項の規定を適用する。ただし、その他の刑事案件が比較的重い罪に関し、且つ事情が確かに煩雑である場合、第二審の知的財産法廷は、決定により管轄する高等裁判所に併合移送して審理を行わせることができる。

前項ただし書の決定に対しては、抗告をすることができる。

第 59 条

前条第 2 項ただし書の状況は、移送された裁判所が管轄権について争議があると認めた場合、当事者が既に前条第 3 項の規定により抗告を提起し、最高裁判所（最高法院）が理由がないと認めた場合を除き、決定で訴訟手続を停止すると共に、最高裁判所に対して管轄裁判所を指定するよう請求しなければならない。

前項の場合において、最高裁判所は、移送された裁判所に管轄権があると認めた場合、決定でこれを却下しなければならず、移送された裁判所に管轄権がないと認めた場合は、決定で当該案件の管轄裁判所を指定しなければならな

い。
　前項の場合において、指定された裁判所は、指定する決定の拘束を受けなければならない。
　移送された裁判所又は指定された裁判所がなした本案裁判の上訴について、最高裁判所は管轄権がないとの理由でこれを取り消すことはできない。

第 60 条
　前条第 1 項の訴訟手続を停止する決定について、移送された裁判所は、申立てにより又は職権で、これを取り消すことができる。
　移送された裁判所は、前項の決定を行った後、速やかに最高裁判所に通知しなければならない。
　移送された裁判所がなした第 1 項の決定が確定した場合、その指定する請求は取り下げられたものとみなす。

第 61 条
　訴訟を移送する前又は第 59 条第 2 項の決定前において、差し迫った状況がある場合、事実審の裁判所は、申立てにより又は職権で、必要な処分を行わなれければならない。
　訴訟を移送する決定が確定した場合、当該訴訟が、移送された裁判所に最初から係属しているものとみなす。
　前項の場合において、裁判所書記官は、速やかに決定の正本に記録に添えて、移送された裁判所に送付しなければならない。

第 62 条
　第二審の知的財産法廷がなした裁判を不服として、上訴又は抗告を提起する場合、別段の定めがある場合を除き、刑事訴訟法の規定により、最高裁判所に対してこれを行わなければならない。
　前項の場合において、最高裁判所は、第三審手続を適用すると共に、取り扱う専門法廷又は専門部署を設置しなければならない。

第 63 条
　第 54 条第 1 項及び第 2 項に係る案件の附帯民事訴訟の審理は、その刑事訴訟において刑事訴訟法第 161 条第 2 項により起訴却下の決定がなされた場合、決定で原告の訴えを却下すると共に、刑事訴訟法第 503 条第 1 項から第 3 項までの規定を準用しなければならない。
　第 54 条第 1 項及び第 2 項に係る案件の附帯民事訴訟の審理は、最高裁判所が刑事訴訟法第 508 条から第 511 条までの規定により裁判をなす場合を除き、自ら裁判を為さなければならず、刑事訴訟法第 504 条第 1 項、第 511 条第 1 項本文の規定は適用しない。ただし、刑事訴訟法第 489 条第 2 項の規定により管轄違いの決定を言い渡して移送された場合は、この限りでない。
　事実審の裁判所が第 1 項、前項本文、刑事訴訟法第 502 条第 1 項、第 503 条第 1 項本文、第 4 項の規定に違反して、附帯民事訴訟を決定で裁判所の民事法廷に移送した場合、決定送達後 10 日以内に職権でこれを取り消さなければならず、期限までに取り消さなかった場合、別段の定めがある場合を除き、当該移送の決定は取り消されたものとみなす。

前項の決定が職権で取り消されたこと又は取り消されたものとみなされることは、移送された裁判所の民事法廷に通知しなければならない。

第 3 項の場合において、移送された裁判所における民事法廷が既に手続終了している場合、前二項の規定は適用しない。

第 3 項の移送の決定が職権で取り消された場合は、不服を申し立てることができない。

第 64 条

地方裁判所が第 54 条第 1 項に係る案件に関して、又は第一審の知的財産法廷がその受理した案件において、通常の若しくは略式の審理又は協議手続により附帯民事訴訟においてなした裁判を不服として、上訴又は抗告を提起する場合は、第二審の知的財産法廷に対してこれを行わなければならない。

第一審の知的財産法廷が第 54 条第 2 項第 1 号に係る案件に関して略式手続の附帯民事訴訟によってなした裁判を不服として、上訴又は抗告を提起する場合は、当該知的財産法廷の合議廷に対してこれを行わなければならない。

第二審の知的財産法廷がその受理した案件において、通常若しくは略式の審理又は協議手続により附帯民事訴訟においてなした裁判を不服として、上訴又は抗告を提起する場合、刑事訴訟法の規定により、最高裁判所に対してこれを行わなければならない。

第 48 条第 2 項の規定は、前項の状況においてこれを準用する。

第 65 条

第 54 条第 1 項及び第 2 項に係る案件の附帯民事訴訟は、刑事訴訟と同時に裁判しなければならない。ただし、必要があるときは、刑事訴訟の裁判後 60 日以内に裁判することができる。

略式手続の附帯民事訴訟の第二審の裁判に対して第三審の裁判所に上訴又は抗告する場合は、民事訴訟法第 436 条の 2 から第 436 条の 5 までの規定を準用する。

第 66 条

第 29 条第 1 項、第 36 条から第 40 条まで、第 41 条第 1 項及び第 53 条の規定は、第 54 条第 1 項及び第 2 項に係る案件又はその附帯民事訴訟の審理において、これを準用する。

第 49 条の規定は、商標法に違反する案件について提起された附帯民事訴訟の審理において、これを準用する。

第 54 条第 1 項及び第 2 項に係る案件は、刑事訴訟法における被害者の訴訟参加に関する規定を準用する。

第 4 章　知的財産行政事件手続

第 67 条

行政訴訟法第 2 編第 2 章の略式訴訟手続に係る規定は、知的財産行政事件手続には適用しない。

第 68 条

智慧財産及び商業法院組織法第 3 条第 3 号、第 4 号に定める行政事件は、知的財産裁判所が管轄する。

その他の行政事件が前項各号の事件と併合して起訴がなされる又は訴えの追加がなされる場合は、知的財産裁判所に対してなされなければならない。

知的財産裁判所は、第 1 項の強制執行事務を処理するために、執行処を設けることができ、又は地方裁判所民事執行処又は行政機関に嘱託して代わりに執行させることができる。

債務者が前項の嘱託して代わりに執行する執行名義に対して異議がある場合、知的財産法廷がこれを決定する。

第 69 条

知的財産裁判所の裁判に対して、法律に別途規定がある場合を除き、最高行政裁判所（最高行政法院）に上訴又は抗告することができる。

第 70 条

商標登録の取消し、廃止又は専利権の取消しに係る行政訴訟において、当事者が口頭弁論終結前に、同一の取消し又は廃止理由について提出した新証拠について、知的財産裁判所は依然としてこれを斟酌しなければならない。

知的財産主務機関は、前項の新証拠について答弁の書状を提出して、相手方の当該証拠に関する主張に理由があるか否かを表明しなければならない。

第 71 条

第 29 条から第 40 条まで、第 46 条、第 51 条及び第 52 条の規定は、知的財産行政事件に関して、これを準用する。

知的財産民事事件又は刑事案件を処理する裁判官は、該当該事件又は案件に関連する知的財産行政事件の審理に参加することができ、行政訴訟法第 19 条第 3 号の規定は適用しない。

第 5 章　罰則

第 72 条

本法の秘密保持命令に違反した場合は、3 年以下の懲役、拘留若しくは 100 万台湾元以下の罰金に処するか又は同罰金を併科する。

前項の罪を犯し、その保護命令を受けた営業秘密が、国家安全法第 3 条にいう国家核心主要技術に属する営業秘密である場合、5 年以下の懲役、拘留若しくは 300 万台湾元以下の罰金に処するか又は同罰金を併科する。

外国、中国、香港又はマカオにおいて前二項の罪を犯した場合は、犯罪地の法律に処罰規定があるか否かを問わず、前二項の規定を適用する。

第 73 条

法人の責任者、非法人団体の管理者若しくは代表者及び法人、非法人団体若しくは自然人の代理人、被雇用者若しくはその他の従業員が、業務執行によって前条の罪を犯した場合は、その行為者を処罰するのみならず、その法人、非

法人団体又は自然人も、前条第 1 項、第 2 項の罰金に処する。ただし、法人の責任者、非法人団体の管理者若しくは代表者及び自然人が犯罪の発生に対し、それを防止する行為を尽くしていた場合は、この限りでない。

第 74 条

査証人が裁判所での審理において、事件に重要な関係がある事項について、宣誓したにもかかわらず、虚偽の査証又は陳述を行った場合は、7 年以下の懲役に処する。

前項の罪を犯し、虚偽の査証又は陳述を行った案件において、裁判確定前に自白した場合は、その刑を減軽し、又は免除する。

査証人が査証の目的に違反して、査証によって知得した営業秘密を複製、使用又は漏洩した場合は、3 年以下の懲役、拘留若しくは 100 万台湾元以下の罰金に処するか又は同罰金を併科する。

前項の罪を犯し、その複製、使用又は漏洩した営業秘密が、国家安全法第 3 条にいう国家核心主要技術に属する営業秘密である場合、5 年以下の懲役、拘留若しくは 300 万台湾元以下の罰金に処するか又は同罰金を併科する。

外国、中国、香港又はマカオにおいて第 3 項、第 4 項の罪を犯した場合は、犯罪地の法律に処罰規定があるか否かを問わず、第 3 項、第 4 項の規定を適用する。

第 6 章　附則

第 75 条

本法の中華民国 112 年（西暦 2023 年）1 月 12 日付けの改正条文施行前に、既に裁判所に係属している知的財産民事事件については、本法改正施行前の規定を適用する。ただし、当事者が改正施行後の第 18 条から第 40 条まで、第 42 条、第 44 条、第 45 条及び第 53 条の規定を適用することで合意している場合は、この限りでない。

本法の中華民国 112 年（西暦 2023 年）1 月 12 日付けの改正条文施行前に、既に裁判所に係属している知的財産刑事案件及びその附帯民事訴訟については、本法改正施行前の規定を適用する。

本法の中華民国 112 年（西暦 2023 年）1 月 12 日付けの改正条文施行前に、既に裁判所に係属している知的財産行政事件については、本法改正施行前の規定を適用する。

第 76 条

本法の審理細則は、司法院がこれを定める。

第 77 条

本法の施行日は、司法院がこれを定める。